

## 2年「弁護士出前授業」

4月からの成人年齢引き下げを前に、成年の法的意義や消費者トラブルへの対応方法を学ぶため、弁護士出前授業を行いました。始めに、契約について基本的な講義を受け、スマートフォンを操作中に架空請求の画面が出てきたらどのように対処すればいいか、教員が被害者役になり、消費者ホットラインである「188」番に電話をしてみました。そして、相談は無料であることや相談内容の秘密が守られることを疑似体験しました。



この春から18歳になり、未成年ではできなかったことができるようになる半面、責任が伴います。講義を受けた生徒からは、「トラブルに巻き込まれた際は188に



相談したい。」「ネット通販などの際は、慎重に考えて購入したい。」など、消費者トラブルに巻き込まれた際の対処法を学ぶことができました。